

HATS 推進会議 会費規則

2012年6月 4日制定

2013年8月30日改訂

(目的)

第 1 条 本規則は、HATS 推進会議 規程第 17 条に基づき、HATS 推進会議の会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(口数制)

第 2 条 会費は、1 会計年度あたりの口数制 (5 万円 (別途消費税) /1 口) とする。

(種類)

第 3 条 HATS 推進会議の会員は、幹事会員と一般会員に分ける。

2 HATS 推進会議は、相互接続試験のみの参加も認める。

(幹事会員)

第 4 条 幹事会員は、10 口以上の会費を納入しなければならない。

2 幹事会員は、普及促進部会・各連絡会及び評議会への参加は無償とする。

3 幹事会員の子会社 (会社法上の子会社) については、会費を免除する。

(一般会員)

第 5 条 一般会員は、1 口以上の会費を納入しなければならない。

2 一般会員は、普及促進部会又は 1 連絡会への参加が無償。普及促進部会・各連絡会の 2 組織以上への参加は、1 組織毎に 1 口の会費とする。

(相互接続試験のみの参加)

第 6 条 相互接続試験のみの参加については、1 試験毎に 1 口の会費とする。

2 1 試験とは、同一年度内の連絡会及びWG(SWG)で主催する試験とする。

3 リエゾン関係にある機関については、別途個別交渉とする。(口数の確定)

第 7 条 毎年 3 月 31 日までに、翌年度の幹事会・部会・各連絡会への登録をもって、各会員の口数を確定する。

(会計年度)

第 8 条 HATS 推進会議の事業年度および会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(納入時期)

第 9 条 HATS 推進会議は、口数確定後速やかに請求書を発送するものとし、会員は請求書を受領後指定期日以内に会費を納入しなければならない。

(納入方法)

第10条 会費の納入方法は、HATS推進会議が指定する銀行への振込みとする。

(会費の返還)

第11条 会計年度内に一部でも在籍した場合は、会費が発生するものとし、途中退会の場合の払い戻しは行わない。

(入退会について)

第12条 入会については随時可能とする。

2 退会については、3/31までに退会届にて届け出るものとし、届け出のない場合には継続在籍とみなす。

附則

1. この規則は、2012年4月1日に遡って施行する。

以上